

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年9月28日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000047 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000057 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 57 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 57 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 57 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A 社を昭和 57 年 2 月 28 日に退職したが、同社に係る資格喪失年月日が同日となっている。給与明細書により、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該資格喪失年月日を同年 3 月 1 日に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給与明細書により、請求者は、請求期間において A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社の事業主は、昭和 57 年 2 月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、同年 2 月について、事業主が資格喪失年月日を同年 3 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 2 月 28 日を資格喪失年月日として健康保険

厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000107号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000058号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年3月9日から昭和60年1月26日まで

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社には職安の紹介で面接に行き、社長から、同社は保険に入っているから大丈夫だと言われたことを覚えているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者が、請求期間に同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日(以下「新規適用日」という。)は昭和62年5月1日であり、同社が請求期間に適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は亡くなっている上、同社に係る閉鎖事項全部証明書により確認できる清算人は、同社の資料は何も残っていない旨陳述している。

さらに、A社の新規適用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した33人のうち、住所が判明した25人に照会したところ、回答があった9人(請求期間にA社において雇用保険の加入記録が確認できる4人を含む。)はいずれも新規適用日より前の期間の給与明細書を保有しておらず、請求者も請求期間に係る給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000151号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000059号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年2月1日から平成12年4月10日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が減額された記録となっている。調査の上、年金記録を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、同社の事業主であったことが、同社に係る商業登記簿謄本、適用事業所名簿及びオンライン記録により確認できる。

また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成12年4月10日)の後の平成12年5月2日付けで、平成11年の定時決定の記録が取り消された上で、同年2月1日に遡って9万2,000円に減額処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

一方、請求者は、社会保険料の滞納について、はっきりした記憶がないとしながらも、社会保険事務所(当時)の職員に臨場されたことを記憶しているところ、A社が経理を委託していた税理士は、事業主印を預かったことはない旨陳述しており、同社の元従業員は、事業主印は事業主である請求者が管理し押印していた旨回答している上、上記税理士は、同社は莫大な赤字を抱えて倒産し、国税の滞納分も払い切れておらず、社会保険料も滞納があったと思う旨陳述していることから判断すると、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びその他の事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録見直しに関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。